

平成12年度

食料・農業・農村の動向に関する年次報告

第2部

平成12年度において講じた

食料・農業・農村施策

(案)

(第2回食料・農業・農村政策審議会用参考資料)

平成13年3月

農 林 水 産 省

目 次

概 説	1	IV 農村の振興に関する施策	79
I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策	8	1 農村の総合的な振興に関する施策	79
1 望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策	8	2 中山間地域等の振興に関する施策	92
2 生産努力目標の達成に向けた施策	10	3 都市と農村の交流等に関する施策	96
3 需要に応じた供給の確保に向けた施策	27	V 団体の再編整備に関する施策	101
II 食料の安定供給の確保に関する施策	29	1 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策	101
1 食料消費に関する施策の充実	29	2 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策	102
2 食品産業の健全な発展に関する施策	34	3 農業共済団体の再編整備に関する施策	102
3 農産物の輸出入に関する施策	41	4 土地改良区の再編整備に関する施策	103
4 不測時における食料安全保障に関する施策	43	5 団体間の連携の強化	103
5 国際協力の推進に関する施策	44	VI その他重要施策	104
III 農業の持続的な発展に関する施策	47	1 WTO農業交渉への取組	104
1 望ましい農業構造の確立に関する施策	47	2 統計情報の整備	104
2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開に関する施策	49	3 行政の情報化	105
3 農地の確保及び有効利用に関する施策	50	4 日本新生プラン関連の取組	105
4 農業生産の基盤の整備に関する施策	53	5 情報通信技術（IT）関連の取組	107
5 人材の育成及び確保に関する施策	57	6 セーフガード関連の取組	107
6 女性の参画の促進に関する施策	61	VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための取組	109
7 高齢農業者の活動の促進に関する施策	62		
8 農業生産組織の活動の促進に関する施策	63		
9 技術の開発及び普及に関する施策	64		
10 農産物の価格の形成と農業経営の安定に関する施策	68		
11 農業災害による損失の補てんに関する施策	73		
12 自然循環機能の維持増進に関する施策	73		
13 農業資材の生産及び流通の合理化等に関する施策	77		

概 説

1. 施策の重点

食料・農業・農村基本法の理念や施策の基本方向を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）が平成12年3月に策定されたことを受け、政府としては、基本法及び基本計画に即し、以下の施策を総合的に展開した。

(1) 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策として、適正な栄養バランスの実現や食べ残し・廃棄の抑制に重点を置いた食生活の見直し運動の推進等を行った。

また、生産努力目標の達成に向けた施策として、多様な担い手の確保と農業経営の発展、農地の確保と有効利用、農業生産基盤の整備、技術の開発及び普及等の施策を推進するとともに、生産対策の総合的な実施を図った。特に、土地利用型農業については、水田における麦、大豆等の生産を本格的に行うための平成12年度から5年間の水田農業経営確立対策を実施するとともに、既存の生産振興対策も麦、大豆、飼料作物対策に重点化するなど、土地利用型農業の活性化対策を着実に実施した。

(2) 食料の安定供給の確保に関する施策

消費者の視点を重視し、食料の安全性・品質管理対策を充実するとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示・規格対策の充実強化を図った。また、食品産業の健全な発展を図るため、食品産業の技術開発に対する支援の強化等を行った。

さらに、農産物の安定的な輸入の確保、適正な備蓄の実施のため、必要な施策を実施するとともに、不測の事態における食料安全保障に関する施策として、不測の事態において実施すべき対策のマニュアル化を進めた。

また、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業・農村の振興に資する国際協力を推進した。

(3) 農業の持続的な発展に関する施策

望ましい農業構造を確立し、生産性の高い農業を展開するため、認定農業者等の担い手の育成・確保のためのソフト事業と施設整備等を一体的に推進する経営構造対策を創設し、地域の創意工夫を生かした効率的な経営対策を推進した。

また、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、畜産経営等の円滑な継承のための条件を整備するとともに、農業生産法人の活性化に向けた法制度等の整備を行った。

さらに、国内農業生産に必要な農地の確保と有効利用を図るため、農業振興地域制度の円滑な運用、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、耕作放棄地の解消に向けた対策を実施した。

農業生産基盤の整備については、環境との調和、効率的な事業の実施に配慮しつつ、平場地域における計画的な事業実施を通じた生産性の向上、麦・大豆等生産の定着・拡大、中山間地域の特性を生かした高付加価値農業等の展開に資する基盤整備、農地等の保安全管理等を推進した。

また、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、就農希望者に対する技術の習得、資金の手当、農地の確保等に関する支援を通じて新規就農の促進を図るとともに、農業教育の振興、農村女性の参画の促進、高齢農業者の活動促進のために必要な施策を講じた。

加えて、技術の開発及び普及に関する施策として、現場のニーズに即した麦・大豆等の新品種の育成、イネの有用遺伝子の解明・活用等の基礎的・先端的研究の強化等を進めるとともに、効率的かつ効果的な普及事業の推進を図った。

さらに、大豆、砂糖・甘味資源作物、加工原料乳等について、需給事情・品質評価を反映した価格形成の実現と経営安定対策の実施の観点から、価格政策を見

直した。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用等の施策を講ずるとともに、有機性資源の循環利用システムの構築に取り組んだ。

(4) 農村の振興に関する施策

農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他の農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進した。

また、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住み良い農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進した。

さらに、中山間地域等において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産・販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住等の施策を講じた。

加えて、中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等によって、多面的機能の確保を特に図るための施策として、中山間地域等直接支払制度を創設した。

また、国民の農業・農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進や市民農園の整備の推進等の施策を講じた。併せて、都市及びその周辺における農業の振興を図るために必要な施策を講じた。

2 財政措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保、充実に努め、平成12年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆8,742億円となった。

また、平成12年度の農林水産省関係の財政投融资額は、4,517億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で3,500億円となっ

ている。

3 立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、第147回国会（通常国会）及び第150回国会（臨時国会）に提出した、

- ・「農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律」
- ・「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」
- ・「大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律」
- ・「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」
- ・「農産物検査法の一部を改正する法律」
- ・「食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」
- ・「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律」
- ・「農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」
- ・「砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律」
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」
- ・「農地法の一部を改正する法律」

等が成立した。

4 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

(1) 国 税

- (7) 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に係る特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）を講じた。
- (4) 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象農地等を借り換えた場合に、一定の要件の下に当該納税猶予を継続する特例措置を講じた。
- (9) 製造過程管理高度化設備等の特別償却の適用期限を延長した。

(2) 地方税

- (7) 特定の地方卸売市場に対する固定資産税の軽減措置を講じた。
- (4) 農業委員会のあっせん等により土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を延長した。

5. 金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の金融措置を講じた。

(1) 担い手育成のための農業金融の充実

「農業経営基盤強化促進法」に基づく経営改善計画等の認定を受けた農業者の経営展開を資金面から支援するため、農業経営基盤強化資金及び認定農業者育成推進資金について、所要の融資枠を確保するとともに、農業経営改善促進資金について、より使い易い条件を整備した。

(2) 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫資金については、①中山間地域活性化資金の対象地域の拡大、②農業経営基盤強化資金について、雇用増に取り組む一定の法人への貸付限度額の引上げ、③地域農業確立総合資金制度の創設、④食品流通改善資金の拡充（食

品生産提携事業施設に対する融資の追加）等の融資内容の充実を図った。

また、平成11年度の貸付実績額は4,152億円となった。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資内容を農林漁業金融公庫と同様に拡充した。

(3) 農業近代化資金及び農業信用保証保険

農業近代化資金については、農業者等の資金需要に対応するため、所要の融資枠を確保した。

また、農業信用保証保険については、債務保証の円滑化を図るため、農業信用基金協会への都道府県の出資に対する助成を実施するとともに、農林漁業信用基金に対して農業保険資金及び農業融資資金に充てるための出資を行い、保証保険基盤の強化を図った。

6. ウルグアイ・ラウンド対策の着実な推進

農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進を図った。

(1) 農業農村整備事業（公共）

ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策は、国際化に対応した我が国農業の体質強化と農村地域の活性化を図ろうとするものである。

具体的には、緊急に農業の体質強化や農村地域の活性化を図る必要のある地域について、県が促進事業計画を策定し、平地農業地域においては、生産性の向上に直結する大区画ほ場の整備、水田の汎用化、かんがい排水施設の整備等の高生産性農業基盤整備に対し、中山間地域においては、特色ある地域条件を生かした高収益農業の展開に即した農業生産基盤の整備や農業集落排水施設の整備等に対して、ウルグアイ・ラウンド対策予算を措置することにより、事業の加速的推進

を図り、効率的かつ安定的な農業経営による生産展開の基礎条件や生活環境基盤の整備を総合的に行った。

(2) その他の事業（非公共）

非公共事業については、農業生産の高度化、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図る観点から以下の諸施策を講じることとし、また、必要な予算措置は平成12年度で完了したところである。

- (7) 農業構造改善事業等により、地域の農業生産の高度化等のための諸施設（農業近代化施設等）を整備した。
- (4) 農地流動化対策により、農用地の利用調整活動を行うとともに、農地保有合理化法人による農地の買入れや売渡し等を行った。
- (9) 新規就農対策として、新規就農を希望する青年等に対し、就農支援資金や経営開始資金などを無利子で貸付けた。
- (エ) 土地改良負担金対策により、農用地の利用集積に積極的に取り組む地区の土地改良負担金の軽減助成や、年償還額の一部の後年度への繰延べを実施した。
- (ウ) 個別品目対策として、①雑豆、こんにゃく芋、馬鈴しょ等を対象とした需要確保対策、用途転換対策等、②りんごのわい化栽培及びうんしゅうみかん等の需給調整対策等、③規模拡大による酪農経営体の育成・強化、近代的省力的な飼養管理関連機械のリースによる導入等、④いもでん粉工場の再編整備及び国産いもでん粉の消費拡大対策等を推進した。
- (カ) 中山間地域対策として、①農地保有合理化法人等を活用した農地保全対策、②市町村等が地域産品の情報発信等を行う拠点整備への支援、③新規作物等の導入を行う農業者に対する無利子資金の貸付け、④棚田等の有効利用・保全に資する農地及び関連施設の緊急整備等を推進した。
- (キ) 農家負担軽減支援特別対策として、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対し、既往債務の負担の軽減を図った。
- (ク) 特色ある地域条件を生かした高収益農業が展開できるよう、農林漁業金融公庫による中山間地域関連の特別融資を実施した。

I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

今後取り組むべき生産及び消費における課題が解決された場合に実現可能な水準として定められた食料自給率目標の達成に向け、望ましい消費の姿の実現に向けた施策及び生産努力目標の達成に向け必要な施策を推進した。

1 望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策

ライフスタイルの変化等に伴い、近年、我が国の食料消費については、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れによる国民の健康への影響が懸念される一方、食べ残しや食品の廃棄等によりかなりの食料資源が無駄になっている状況を踏まえ、健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の是正等により適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源を有効に利用する等の観点から、以下の施策を実施した。

(1) 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

基本法に基づく健全な食生活に関する指針として、新たに策定された「食生活指針」について、国民各層に対する普及啓発を図るとともに、同指針に沿った健全な食生活の実現に向け、以下の施策を講じた。

- (7) 食にかかわる多方面の関係者から構成される「食を考える国民会議」と連携し、統一的なキャンペーン等により食生活を見直す国民的運動の展開を図った。
- (4) 消費者による食生活の自己診断とその結果に応じた見直し方策を提供するソフトウェアの開発・普及を行うとともに、外食産業・消費者団体の食生活改善活動の支援等を行った。
- (9) 地域の食生活見直し活動の中心となる地方推進協議会の設置等により、消費者の自発的な食生活見直し活動を促進した。
- (エ) 各品目の消費関連事業において、食生活指針の内容を紹介するとともに、栄

養バランスの改善や無駄の削減の観点を統一的に盛り込むなど各事業間の連携の強化を図った。

(ウ) 以上のような施策を通じて、関係者の取組を促進し、食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動を展開することで、「食料・農業・農村基本計画」においては、平成22年度までに、近年増加傾向にある脂質の熱量割合（供給ベース）は27%程度に低下し、また、国民1人当たり供給熱量と摂取熱量の差については、約1割減少すると見込んでいる。なお、直近の平成10年においてはそれぞれ28.8%、591kcalとなっている。

(2) 食教育の充実に向けた取組

(7) 子どもからの農林水産業や食生活に関する相談対応の充実を図るため、子供電話相談による対応を行うとともに、農林水産省の対応窓口である「消費者の部屋」において、社会見学等のグループ学習の積極的な受け入れを図った。

(イ) 食に関する教材の充実に向け、業者等に対する情報提供を実施した。

(3) 食料消費の改善に関する施策の充実

(7) 全国の主要都市に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、相談体制の整備を図るため、商品テスト機関連絡会議を全国及び地域において開催した。また、農林水産消費技術センターにおける都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のための講師派遣を行った。

(イ) 消費者行政のニーズの増大等に対応して、農林水産消費技術センターの検査分析能力の向上を図りつつ、食品等に関する情報提供を実施するほか、同センターによる消費者相談の広域的・機動的な展開等の対策を強化した。

(ウ) 消費者と行政、食品産業、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するため、農林水産本省、地方農政局、農林水産消費技術センター、食糧事務所における対応の充実を図った。また、農林水産本省と地方を結ぶ消費者相談情報ネットワークの活用により、効率的な相談対応を図った。

(エ) 食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭における食品の食べ残し・廃棄の実態の把握を行った。

2 生産努力目標の達成に向けた施策

基本計画において、各作目ごとに定められた品質・コスト等の課題が解決された場合に実現可能な水準として定められた生産努力目標の達成に向け、生産者その他の関係者による課題解決に向け、必要な取組を推進した。

(1) 課題解決に向けた品目横断的な取組

基本計画において、各作目ごとに定められた課題の解決に向けた取組を推進するため、多様な担い手の確保と農業経営の発展、農地の確保と有効利用、農業生産基盤の整備、技術の開発及び普及といった農業の持続的な発展に向けた諸施策を実施した。特に、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大を図る「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」を推進するとともに、地域における新たな農業生産体制の確立に必要な総合的施策として創設された「農業生産総合対策」、畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえた効率的で生産性の高い経営体の育成を図るための総合的な対策である「畜産振興総合対策」などの生産対策を総合的に実施した。

ア 多様な担い手の確保と農業経営の発展

効率的かつ安定的な農業経営を農業生産の相当部分を担う生産体制を確立する観点から、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手による創意工夫を生かした農業経営の発展を推進した。併せて、地域における効率的な農業生産を確保するため、集落営農等農業生産組織による農業生産活動への取組を推進した。

(7) 担い手の育成・確保

① 農業技術・経営管理手法の習得のための研修の実施、資金の融通等の施策を通じて、新規就農を促進した。

② 市町村による農地流動化目標の達成に向けた取組の推進等を通じて、担い手への農地の利用集積を図った。

③ 集落営農の推進、公的主体による農業生産活動への参画促進等農業生産組織による農業生産活動への取組を推進した。

(4) 専ら農業経営を営む者等による農業経営の展開

① 認定農業者等意欲ある担い手を育成・確保するための施策を実施した。

② 経営対策の総合的な推進を通じて、地域の実情に応じた担い手の育成・発展を図る観点から、新たな経営構造対策を推進した。

(9) 消費者・実需者のニーズに即した生産の推進

消費者・実需者のニーズに即した生産を展開する観点から、農産物の価格が需給事情・品質評価を適切に反映して形成されるよう、価格政策の見直しを行うとともに、農産物価格の著しい変動が担い手の経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を導入した。

イ 農地の確保と有効利用

国内農業生産に必要な農地を確保するため、「農業振興地域の整備に関する法律」(以下「農振法」という。)及び「農地法」の適切な運用を図った。また、農地の効率的な利用を促進する観点から、市町村段階の取組、農地保有合理化事業の活用等により、担い手への農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消等の施策を実施した。

ウ 農業生産基盤の整備

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を図るため、地域の立地条件に即した農業生産の基盤の整備を推進した。

(7) 食料供給の中核的な役割を果たす優良農業地域における農業水利施設の計画的・機動的な整備・更新を図った。

(4) 耕地利用率の向上、土地の利用集積に資するほ場整備の推進等を推進した。

エ 技術の開発及び普及

生産性の向上、品質の向上等に資する技術の開発・普及の推進を図る観点から、消費者・実需者のニーズに応じた品種、安定生産の確保や農業の自然循環機能の発揮に資する生産技術等の開発・普及を推進した。

オ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組

農業の持続的な発展とそれを通じた食料の安定供給の確保を着実に推進するた

め、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講ずることにより、安定した水田農業経営の確立を推進した。

(7) 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

① 地域の生産者、市町村、生産者団体等の関係者が一体となって水田農業の振興に取り組むため、水田における稲、麦、大豆、飼料作物等の各作物の作付面積とその団地化、担い手への土地利用の集積、水田の高度利用、生産技術等に関する目標とその達成に向けた取組方針等を内容とする水田農業振興計画の策定を推進した。

② 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」及び地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活用を図る「とも補償」からなる平成12年度から5年間の「水田農業経営確立対策」を実施した。

③ 水田農業の確立を図るため、品質や栽培特性に優れた品種の開発及び高位安定生産のための栽培技術の開発を促進した。

(4) 地域における水田農業の振興

米の計画的生産を確実に実行するとともに、麦、大豆等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満たした水田農業振興計画を策定した地域に対して、基盤整備、技術経営指導等を重点的に実施した。

① 耕地利用率の向上、作付の集団化の成果に応じた促進費の交付を通じて、ほ場整備を契機とした麦、大豆等の作付の集団化を促進するとともに、水田の汎用化を緊急に実施するための機動的な排水・土づくり対策を推進した。

② 「農業経営基盤強化促進法」に基づく農用地利用集積の目標が達成された場合等に促進費を交付する先導的利用集積事業を実施した。

③ 地域農業改良普及センター段階による地域ごとの栽培技術・経営指導マニュアルの作成及びこれに基づく実証指導等を推進した。

カ 農業生産総合対策の推進

麦、大豆等の土地利用型作物に重点的な投資を行うなど、政策目標を基本法に即して重点化しつつ、総合的・作物横断的な生産対策を実施する「農業生産総合対策」を創設した。

(7) 国内農業生産の増大を目指した土地利用型作物等の生産の展開

麦、大豆等の土地利用型作物をはじめ、畑作物、果樹、野菜等について、作物横断的に協議会の設置、各種調査、技術実証等を実施し、担い手を中心とした産地体制の構築、消費者・実需者との連携、地域の特色を生かした製品の開発・生産、生産性・品質の向上のための新技術・新品種の導入等を推進した。また、野菜、果樹、花きについては、情報通信技術（IT）を活用した生産者と消費者間の双方向の情報伝達による生産の高度化・高品質化を推進した。

(4) 農業の自然循環機能増進

持続性の高い農業生産方式の導入、土壌機能の維持・増進及び有機性資源の循環利用体制の確立を図るため、技術確立ほ場の設置、技術講習会の開催等の支援措置を実施した。

(9) 施設等の総合的な整備の推進

(7)及び(4)の効果的な推進を図るため、生産性や品質の向上、産地形成に必要な共同利用施設、小規模土地基盤の整備等を実施した。

キ 畜産振興総合対策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施した。

(7) ゆとりある生産性の高い畜産経営の確立

日本型畜産経営継承システムの構築を推進するとともに、地域畜産支援組織の効率化、経営の協業化・法人化、生産技術・経営管理の高度化を推進した。

(4) 畜産物の流通対策

乳業の再編・合理化を推進するため、環境・衛生対策の強化のための施設の整備等を実施した。

(9) 畜産環境対策の推進

たい肥化施設等家畜排せつ物処理施設を計画的に整備するとともに、畜産と耕種との連携によるたい肥の利用の促進等有機性資源の循環利用を推進した。

(エ) 自給飼料の増産

先導的な営農集団が、市町村等の委託等を受けて行う、単収の向上、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援した。

ク 種子・種苗対策の推進

(7) 新たな品種登録制度の円滑な定着を図るため、インターネット等を活用した品種登録に関する情報提供等の品種登録事務処理体制の整備、DNA多型解析を用いた品種由来関係判別技術の開発調査等を実施した。

(4) 良質、多収、耐病虫性等に優れた優良種苗の安定的供給及び適正な流通を推進するため、バイオテクノロジー、機械、化学等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産から流通に至る各行程における業際的な技術開発を行った。

(9) 種苗管理センターにおける栽培試験に用いるリファレンスコレクション（出願品種と比較・対照するための既存品種の収集・保存）整備による正確かつ迅速な審査実施体制の確立、馬鈴しょ原原種生産管理法の確立及び内部品質検査法の開発による高品質原原種の生産・配布体制の構築を図った。

(エ) 主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、種子生産指導者に対する研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子生産団地における種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進した。

(オ) 飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制を整備するとともに関係機関が連携した奨励品種の選定・普及促進体制を整備した。

(カ) 農林水産省の試験研究機関等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行う等により、その普及を図った。

ケ 病虫害防除対策の推進

(7) 病虫害による農作物の被害の軽減等を図るため、病虫害の発生子察及び的確な防除指導等の植物防疫事業を実施した。このため、病虫害防除所の職員等の設置及び運営等都道府県における植物防疫事業に要する基礎的経費として、植物防疫事業交付金を交付した。

(4) 発生子察事業については、重要性の高い病虫害に対象を重点化することとし、農家レベルでの病虫害モニタリング技術及び天敵やフェロモン等各種の防除技術を組み合わせ、経済的許容水準以下に病虫害の密度をコントロールする総合的な病虫害管理体系の確立を推進した。また、アリモドキゾウムシ等の侵入病虫害の根絶防除等を緊急に行った結果、一部地域で根絶が達成された。

(2) 課題解決に向けた品目ごとの取組

ア 米

需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を2本柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に即して各種の施策を推進した。

また、平成12年産の作柄及び最近の需給・価格動向にかんがみ、緊急に米の需給と稲作経営の安定を図る観点から、平成12年9月28日に「平成12年緊急総合米対策」を決定し、その着実な実施を図った。

(7) 生産性の高い営農の展開と国産米の安定供給体制の強化

- ① 同一ほ場で栽培され、共通の農業機械・施設が利用されることのできる稲・麦・大豆を一体として捉え、担い手を中心とした効率的な生産体制の構築と合理的な作付体系の導入・定着を図るとともに、低コスト化・省力化に資する水稲直播栽培技術等の確立を促進した。
- ② 生産基盤の整備が進んだモデル的な地域において、複数産地の連携等による広域的な出荷体制の構築を図るとともに、中山間地域等においては、立地条件を生かした特色ある生産や産地加工の導入等を通じ付加価値の高い稲作を推進することにより、多様化する消費者ニーズに対応し得る安定的な供給体制の強化を図った。
- ③ 上記の施策の推進により、平成16年度において生産コスト7%削減を目指している。生産コストは近年横這い傾向にあるが、労働時間は減少傾向にあり、省力化が進んでいる。

(4) 需要に応じた米の計画的生産

- ① 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」及び「生産及び出荷の指針」については、需給状況を踏まえて的確に策定し、需要量については、実績を踏まえて適切な水準に設定したほか、生産量については、米の価格が安定するよう、国産

米の需給均衡の回復・維持を図ることを旨として、適切な水準に設定した。その際、単収水準については、実績を踏まえて適切な水準に設定した。

なお、平成13年産米については、平成12年9月28日に「生産及び出荷の指針」を策定し、また、平成13年3月23日に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」を定めた。

- ② 政府備蓄を適切に運営するとともに、作況変動等に極力影響されない生産・供給システムを確立するため、生産量が計画を上回る場合には、現行の調整保管による対応に加え、調整保管に代わる生産者団体の主体的対応として生産オーバー分を主食用以外に処理する方式を導入した。
- ③ 平成12年度の生産調整規模については、11年産米の作柄及び直近の需給・価格状況を踏まえ、面積ベースで平成11年度と同規模とすることとして、全国の生産数量を895万トン、生産調整目標面積を96万3千haとして実施した。また、都道府県別の生産調整目標面積についても平成11年度と同様とした。
- ④ 最近の米の需給・価格をめぐる状況を踏まえ、現行の基本的枠組みを前提としつつ、臨時応急的措置として平成12年産から稲作経営安定対策の拡充対策を実施することとし、相当の繰越資金がある者に対するメリット措置、平成12年産の補てん基準価格の算出方法の特例、稲作主業認定農家に対する補てん割合の引上げ、一定の要件を満たす計画外流通米の対象への追加等の臨時特例措置を講じた。

(9) 米の消費拡大

- ① 「食生活指針」に即した健全な食生活を実現する上での米の消費拡大の重要性にかんがみ、メディア等を総合的に活用した健康的な食生活の普及・啓発や医師、栄養士等専門家との連携の強化を図るとともに、都道府県が実施する事業及び生産者団体等が主体的に実施するお米・ごはん食推進事業への支援を行い、米の消費拡大を推進した。また、備蓄制度の役割や備蓄米「たくわえくん」の認知を向上するための普及・啓発を行った。
- ② 児童・生徒に米を中心とした食生活の普及・定着を図る重要な役割を果たしている米飯学校給食の推進を図るため、炊飯設備の拡充、食器の整備への助成等を引き続き実施した。
- ③ 以上の施策を推進することにより、ごはん食の栄養・健康面の重要性と必

要性についての消費者の関心が高まるとともに、備蓄制度の認知度と必要性に関する理解度が向上しているところである。

イ 麦

麦の国内生産の定着・拡大を図るため、実需者のニーズに対応した良品質な麦を安定的に供給することを基本として、担い手の育成及び経営規模の拡大や生産流通条件の整備を通じ、生産性の向上を推進した。

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化するとともに、その達成に向け、期間借地等のあっせん・調整等農協による担い手の育成や規模拡大に向けた取組を支援した。
- ② 大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進した。

(イ) 実需者のニーズに対応した品質の向上

産地協議会において、産地ごとの品質等の目標を設定するとともに、その達成に向け、農協等による産地ごとの品質向上技術マニュアルの作成、品質分析に基づく品質管理の大規模産地におけるモデル的实施等、高度な品質管理システムの構築を推進した。

(ロ) 合理的な作付体系の確立等による麦生産の定着・拡大

現地試験ほ等の設置により、作期前進化体系等の収穫早期化技術、不耕起播種等の作期競合回避技術等の新技術の実用化・普及等を促進した。

(エ) 実需者のニーズに対応した高品質品種の育成

- ① 「麦類良質品種実用化・普及促進協議会」において品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、実需者のニーズを反映しながら、早生性、製めん性等に優れた有望系統を地域ごとに品種として開発・実用化することを目指した「麦新品種緊急開発プロジェクト」を推進した。
- ② 試験研究機関、普及組織、実需者等が一体となって、新品種の普及とその特性を十分に発揮し得る栽培技術の確立・普及を図った。

(オ) 需要に即した良品質麦の生産の推進

- ① 需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進す

るため、民間流通への円滑な移行とその定着を図るとともに、生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」の運用を行った。

- ② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図った。

(カ) 以上の施策の推進等により、麦の生産量は近年増加傾向にあり、平成12年産は生育期間の天候に恵まれ作柄が良好だったこともあり、4麦計で90万トンとなった。

ウ 甘しょ・馬鈴しょ

消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築するため、生食用の優良品種や機能性・加工適性等に着目した品種の開発普及、でん粉原料用からの用途転換を計画的に推進するとともに、広域的な集出荷貯蔵施設や処理加工施設の整備を推進した。さらに、食品産業等との連携強化を図りつつ、新規用途の拡大を図るための新製品等の開発・販売促進等を推進し産地の育成を図った。

加えて、甘しょについては、機械化が遅れている収穫作業等について、収穫機等高性能機械の導入を推進した。

また、馬鈴しょについては、用途別品種に適した高度な栽培技術体系や難防除病害虫対応技術の確立・普及を推進するとともに、種苗管理センターにおいて健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

なお、平成12年度においては、生産農家の減少、高齢化等による労働力不足等により、甘しょは4.3万ha（前年比97.5%）、馬鈴しょは全国作付面積の約6割を占める北海道の作付面積が5.9万ha（前年比96%）と減少した。

エ 大豆

実需者のニーズを踏まえて、品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も希望してこれを求める状況を創出し、国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 集落の話し合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図った。
- ② 土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図った。
- ③ 麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播

種同時作業や効率的収穫作業など作期競合回避技術の確立を図った。

④ 広域出荷や共同選別等の推進による集荷ロットの拡大・均質化を図った。

(イ) 実需者との連携強化等

① 生産者・実需者で構成する「国産大豆協議会」における情報交換の緊密化を図るとともに、生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、系統等の産地情報発信体制の整備等を推進した。

② 生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、市場開設者と売り手の分離や入札結果の公表等による入札取引の透明化・適正化を図るとともに、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を図った。

(ロ) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

① 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、大豆交付金制度を見直し、これまでの不足払い制度から、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価により助成するシステムに移行した。

② 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の抛出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」を創設した。

③ 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入を促進した。

④ 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図った。

(エ) 安定生産技術の確立・普及

大豆の作柄の変動が大きく生産の定着を阻害する要因ともなっていることを踏まえ、地域の土地条件や気象災害等に対応した排水技術・安定栽培体系等安定生産技術の確立・普及を図った。

(オ) 実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品大豆の安定生産のための技術の開発

① 「大豆等畑作物プロジェクト」を実施し、各種の病害虫や冷害等への耐性や機械化適性を備えた品種を育成するとともに、用途別品質評価による地域別良質品種の開発を推進した。

② 試験研究機関、実需者、生産者団体、行政等が一体となり、新品種の品質

評価を実施する体制を構築し、新品種候補の品質評価を実施した。

(カ) 大豆の需要拡大

① 大豆が、良質の植物性たんぱく源であることに加え、近年の臨床試験で大豆や大豆製品の心臓病のリスクを低減する効果や骨粗しょう症予防などの機能が解明されていることを踏まえ、消費者に対し、国産大豆協議会等を通じて大豆の機能の普及・啓発を図った。

② 平成11年8月に、豆腐、納豆等大豆加工業界が平成12年4月までに原料として国産大豆を100%使用した商品のみについて「国産大豆使用」と表示することを決定したことを踏まえ、その適切な実施を図るとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づき加工食品の品質表示基準の普及・啓発を図り、同基準に定められた国産使用表示ルールの定着を進めた。

③ 国産大豆の需要の安定化を図るため、都道府県が行う自県産大豆の消費拡大を支援するとともに、農協等による地場加工を推進した。また、大豆の加工需要の拡大に向けて、大豆の安定利用に資する食品産業と農業の継続的な直接取引を促進するとともに、大豆たんぱくの利用等伝統食品分野以外における新規需要の開拓や、おから等の副産物の有効利用を図った。

(キ) 本年度については、転作等目標面積が増加したことに加え、生育期間の天候に恵まれたこともあって、生産量は主産県計で20.2万トンとなった。また、1人当たり食用大豆の供給量については、平成10年度で6.6kgとなっている。

オ 野菜

担い手の減少・高齢化、輸入野菜の増加、消費ニーズの多様化、野菜消費の減少等野菜をめぐる情勢の変化の中で、将来にわたり国産野菜の安定供給及び需要の確保を図るため、都道府県における産地指導体制の再編整備の実施を推進するとともに、産地の課題、特徴に応じて、生産から流通、消費に至る施策を総合的に実施した。

(ク) 国産野菜の周年的な安定生産体制の整備

① 都道府県における産地指導体制の再編整備の実施を推進するとともに、機械化一貫体系の導入や育苗・集出荷作業の外部化により、省力化、作業の快適化を図った。

② 育苗施設、集出荷施設等の一体的利用による計画的な生産・出荷の確保や産地、地域における輪作体系の構築等を推進するとともに、野菜経営の改善を図ろうとする野菜作農家を支援するため、野菜生産高度化資金（農業改良資金制度）の貸付けを実施した。

(イ) ニーズに対応した野菜の安定供給の確保

① 直売、契約取引、産地間のリレー出荷による周年供給等を通じて、業務用野菜の安定供給を推進するとともに、有機野菜・伝統野菜等地域の特性を生かした質的に特徴のある野菜生産や地場野菜の供給等を推進した。

② 調理・加工適性のある新品種等の普及・定着を推進した。

(ロ) 野菜の生産流通における低コスト化・省力化の推進

園芸施設の設置・運営コストの低減、野菜流通・販売一貫ばらシステムの構築等に向けた現地調査を行うとともに通い容器の導入に向けた実証試験を行った。

(ハ) 野菜の消費拡大に向けた取組等の推進

野菜の栄養・機能等に関する情報を体系的に提供するとともに、国産野菜の消費拡大のためのアクションプログラムを地域ごとに作成した。

(ニ) 緊急野菜対策の実施

野菜の価格が長期にわたり総じて平年を下回る水準が続くとともに、生鮮野菜の輸入が国内の生産・供給と競合する時期にも増加していることにかんがみ、我が国野菜農業の安定的な発展に万全を期するため、生鮮野菜の輸入の増加等により大きな影響を受けている産地自らが農家の体質強化のために行う取組に対し、適切な対応を行うとともに、野菜の生産・出荷や輸入に関する情報収集を迅速に行う体制の整備、価格差補てん事業に係る生産者補給金の交付の迅速化等を内容とする緊急かつ総合的な対策を講じることとした。

(ホ) 野菜生産の現状は、平成11年（速報値）において、作付面積502千ha（前年比4千ha減）、生産量1,387万トン（22万トン増）となっており、作付面積については、昭和59年以降減少傾向にあるものの、近年、減少度合いは小さくなっている。

さらに、野菜の消費については、平成11年度における1人あたりの野菜消費量は、102.3キログラムとなっている。

カ 果樹

最近における果樹農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、需要に見合った国内生産

の確保と、長期的な需給安定を図るため、以下の施策を推進した。

(7) 果樹農業振興の計画的推進

「果樹農業振興特別措置法」に基づき、新たに策定された「果樹農業振興基本方針」の周知を図るとともに、地域段階の「果樹農業振興計画」の策定を促進した。

(イ) 需要に即した生産の維持・確立

① 消費者のニーズの多様化等に対応し、地域の自然条件を生かした品種の導入を図るなど多様な果実の生産・流通を促進するほか、都市・地域住民等との連携促進等による流通・加工の拡大等により果樹産地の活性化を推進した。

② 果実の需給安定と果樹農家経営の安定を図るため、計画的な生産出荷を推進するとともに、改植等を行う農家の借入資金の利子補給、果実加工品の調整保管等を引き続き推進した。

③ 国内消費の維持・拡大を図るため、果実及び果実加工品について消費者への広告宣伝等啓発活動を行うとともに、学校給食への果汁の供給に対する助成及び果実加工品等の導入の促進を行った。また、産地の条件整備等による輸出の振興を図った。

(ロ) 省力・低コストな生産体制の整備

① 省力化技術体系の実証・普及を推進するとともに、果樹栽培の省力化・高品質化に向け、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等の取組を推進した。

② 園地の再編・整備、園地の担い手への集積、基幹的施設の整備等を総合的に実施し、生産性の高い果樹産地の確立を図った。

(ハ) 品質本位の生産流通の推進

生産・流通コストの低減を図りつつ、国産果実の品質面での優位性を発揮した品質本位の生産流通体制の確立を図るため、高度な集出荷貯蔵施設の整備等を推進した。

(ニ) 果樹生産の現状

国内果実の生産の現状については、年次間の変動が大きいことから平成10年と11年の直近2ヶ年の平均生産量についてみると、412万トンとなっている。また、品目別に見ると、みかん、りんご等の生産は減少する一方で、西洋なしやおうと

うなど需要の堅調な品目については、その生産は増加傾向にある。

また、果実の消費については、果実の需要量が近年横ばい傾向で推移しており、平成10年と平成11年の直近2カ年の平均需要量は、406万トンとなっている。

キ 畜産物

国際化の進展、最近における畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即し、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図った。

(7) 牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施した。

① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成等に充てるための交付金を農畜産業振興事業団に対して交付した。

② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施した。

(4) 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする、新たな「畜産振興総合対策」を実施した。

① 新規就農希望の酪農ヘルパーと後継者不在農家を結びつけるなど我が国の実態に合う新しい経営継承システム（日本型畜産経営継承システム）の構築を図るとともに、新しい生産システムの普及・定着、地域一貫生産体制の確立のための共同利用施設の整備、経営の多角化等を総合的に推進した。

② 酪農ヘルパー、飼料生産コントラクター等既存の支援組織の統合により効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置、法人化等の新たな経営システムの円滑な導入に対する支援、経営管理・生産技術の改善指導等を地域一体となって推進した。

③ 指定生乳生産者団体の広域化等生乳の流通改善、乳業の再編・合理化等総

合的な対策を生産者団体、乳業者等関係者の密接な連携の下に効果的に推進した。

④ 「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、搾乳ロボットや受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進した。

⑤ 抗菌性物質製剤を含む飼料の適正使用に係る農家への巡回指導の実施、食品残さ等の飼料化施設の整備及び有機性資源の飼料化促進、家畜排せつ物中の環境負荷物質低減効果のある飼料の開発、飼料用麦の需給動向等情報収集・提供等の実施、国産飼料用麦の民間流通への円滑な移行のための調整・指導等を行った。

⑥ 家畜の伝染性疾病に係る事前対応型の防疫体制・危機管理体制の整備・充実、疾病による家畜の損耗防止と生産性の向上を図るための生産ガイドラインの策定、畜産物の安全性確保対策の充実・強化を図るため、生産段階における衛生管理ガイドラインの導入・普及等を推進した。

(7) 市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を改正し、平成13年度から、安定指標価格、基準取引価格等を廃止することとし、加工原料乳生産者補給金の算定方法等の見直しを行った。

(1) 家畜改良センターにおいて、受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖を推進するとともに、畜産新技術の実用化・研修、海外畜産技術協力の推進、飼料作物優良品種種子の安定供給等を行うほか、平成13年度から家畜改良センターが独立行政法人となることを踏まえ、新たに、民間企業と連携したオープンラボ（民間企業等と共同研究を行うための施設）方式による先端技術等の開発・実用化の検討を行った。

(4) 「家畜伝染病予防法」に基づき、都道府県が行う、家畜の伝染性疾病の発生の予防や家畜伝染病のまん延の防止に必要な経費に対して助成を行った。

(4) 牛乳の消費拡大と児童及び生徒の体位・体力の向上に資することを目的とした学校給食用牛乳の供給について、従来の一律の単価助成を改め、供給コストの低減や消費量の拡大等に資する効率的な助成方式を導入し、より効果的な推

進を図った。

(キ) 平成11年度の生乳生産量は851万トン、牛枝肉生産量は54万トン、豚枝肉生産量は127万トンとなっているが、乳用牛1頭当たりの年間生産量や豚の1日当たり増体量は平成6年から平成11年までの5年間で7%以上向上するなど、家畜の生産性は近年着実に向上している。

ク 甘味資源作物

甘味資源作物については、「甘味資源特別措置法」に基づく生産振興地域を対象として、省力・低コスト化、生産性及び品質の向上、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、次の諸対策を実施した。

(7) てん菜

省力・低コスト化を可能とする直播栽培技術の確立や高性能農業機械の導入を進めるとともに、高品質安定生産体制を整備するため、①高糖・多収性品種の育成・普及、②土層改良、暗きょ排水等の湿害対策や機械の作業効率改善のための土地基盤整備、③共同利用施設や高性能農業機械の整備等による共同作業体制の整備等を実施した。

なお、平成12年産てん菜の生産量は、平成11年度で367万トンとなった。

(4) さとうきび

- ① 省力・低コスト生産体制を整備するため、機械化一貫体系の確立に向けたハーベスター等の高性能農業機械や集中脱葉施設等の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積や農作業受委託の推進に努めた。
- ② 高品質で安定的な生産を可能とするため、優良種苗の生産・普及の加速化・効率化に寄与する新種苗増殖技術の確立・普及に向けた増殖施設等の整備を図るほか、高糖・多収性品種の育成・普及、畑地かんがい施設等の土地基盤整備、トラッシュ除去技術の確立に向けた取組を推進した。
- ③ 種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

なお、平成12年産さとうきび生産量は152万トンとなる見込みである。

ケ 茶

需要の動向に応じつつ、計画的生産の推進、基盤整備及び立地条件に即した機

械化体系の導入による低コスト化の推進、高性能共同荒茶加工施設や新技術の導入による高品質安定生産体制の整備や環境負荷軽減対策の推進を図った。また、種苗管理センターにおいて健全無病な優良種苗（原種）の生産・配布を行った。

なお、茶の作付面積については、高齢化、担い手不足等を反映し、平成12年産で5.0万ha（前年比0.6%減）となった。

コ 飼料作物

生産コストの低減と経営の安定化、家畜排せつ物の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応を図るため、以下の施策を実施した。

- (7) 行政、農業団体等の関係者が一体となった飼料増産運動の展開を図るとともに、転作田・水田裏作等の既耕地を活用した自給飼料基盤の強化、コントラクター（飼料生産受託組織）の育成等高能率な生産体制の確立、稲わらとたい肥の交換等排畜連携による地域複合化の促進及び新たな畜複合経営の創出、我が国の土地条件・自然条件に適応した日本型放牧の定着・普及、飼料作物生産新技術の確立及び優良品種の普及促進等飼料増産のための総合的な条件整備を実施した。特に、口蹄疫の発生に関連して、緊急に国産稲わらの飼料利用を拡大するため、国産稲わらの需給ネットワークシステムの構築、飼料用稲わらの収集・供給組織に対する支援等を行った。
- (4) 地域の実情に応じた自主的かつ多様な飼料増産への取組を支援するため、飼料増産に意欲的に取り組む先導的な営農集団等が行う、単収の向上、土地利用の高度化等の技術・営農実証への支援を行った。
- (7) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、草地等の生産基盤の整備及び都市住民との交流拠点等を一体的に整備するとともに、新たに中山間地域等において、谷を単位とする一定の広がりをもった林地、草地等を一体的に整備する事業を実施し、放牧等の畜産的利用を促進した。
- (エ) 直近の平成11年度において、飼料作物作付面積は96万ha、飼料作物生産量は379万TDNtとなっており、畜産農家戸数の減少、畜産農家の高齢化の進展や規模拡大による飼料生産のための労働力の不足、単収の伸び悩み等から、近年横ばい傾向にある。

サ 花き

多様な消費者ニーズや国際競争の激化に対応するため、以下の諸施策の計画的

な実施を図った。

(7) 花き産業の計画的な振興

花き産業の振興を図るための方針を策定するとともに、その内容の周知を図った。

(イ) 多様で個性豊かな花きの生産供給体制の整備

育種や種苗供給を行う施設の整備や、地域ぐるみでの産地ブランドの展示、地域独自品種の開発等により、消費者との連携の下に地域の特性を踏まえた多様で個性豊かな花きの産地ブランドの確立を推進した。

(ウ) 生産・流通の合理化・低コスト化の推進

- ① 省力機械化栽培システム、集出荷施設の整備や鉢物用の台車流通の推進等により、家庭での日常的な利用向けの花きの低コスト、周年供給を図った。
- ② 新技術・新品種の導入により花き農業の体質強化を図った。

(エ) 花きの需要拡大

花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動、社会園芸の推進等、快適な環境・生活の定着と地域社会の形成に資する取組を行った。

(ウ) 平成11年における生産は、切花類が前年が不作であったことからわずかに増加するとともに、鉢もの・花壇用苗もの類は引き続き増加した。平成11年における1人当たりの花きの消費量は、ガーデニングブーム等家庭での日常的な利用の拡大等により順調に拡大し、切花で51本、鉢もの・花壇用苗もの類では8.5鉢となった。

シ その他地域特産物等

こんにゃく、いぐさ、そば、繭をはじめとする地域特産物や雑豆等については、省力・低コスト化による高生産性産地の育成や、加工技術の高度化等による付加価値の向上、実需者との連携強化、計画的生産出荷体制の整備、特産ブランド化の推進等を通じて、需要に応じた安定的な生産や輸入品との差別化を図った。さらに、地域の条件を生かした地域特産産地の育成を図るため、必要な情報提供を行う体制を整備した。

3 需要に応じた供給の確保に向けた施策

需要に応じた供給を確保するため、高度化・多様化する食料需要の動向を迅速に把握するとともに、農業者等に対する食料需要の動向、農業生産の動向等について、「農業観測」等として情報提供を行ったほか、食料自給率及びその構成要素である食料消費・農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の構成に向けた関係者の取組を促進するため、新たに「食料自給率レポート」を作成し、食料需給表と併せて公表した。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食料消費に関する施策の充実

食料の安定供給の確保という課題に的確に対応するため、消費者の視点を重視しつつ、食料消費に関する課題に的確に対応する観点から、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示・規格対策の充実強化を図った。また、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、食料消費の改善に関する施策の充実等を実施した。

(1) 食品の安全性・品質管理対策の充実

農産物の生産、加工、流通及び消費の各段階において、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、生鮮食品の低温流通施設の整備、家庭における食品の適切な取扱いに関する情報の提供等を推進した。

また、食品に関連するダイオキシン類及び内分泌かく乱物質問題への対応を強化した。

ア 生産段階の取組

(7) 農畜水産物の生産段階において、HACCP方式の考え方に基づく生産ガイドラインの策定、農薬等生産資材の適正使用の確保等を推進した。

(4) 国産野菜の一層の安全性確保のため、施設生産される生食用野菜の生産から流通段階における衛生管理のためのガイドライン策定に向けた調査検討を行った。

(9) また、安全な畜産物を生産・供給するために、生産段階での衛生管理モニタリング手法を確立し、HACCP方式の考え方に基づいた生産衛生管理基準の導入を推進するとともに、家畜生産における疾病に対する防除体制の整備等を推進した。

(5) 水産物については、HACCP方式に対応した漁船の設備基準の策定等を行うとともに、養殖生産におけるHACCP方式の考え方に基づいた品質管理マニュアルの策定、養魚用飼料に係る有害物質等の残存量の指導基準策定のための調査、試験等を実施した。

(4) 「農薬取締法」に基づき、農薬安全使用基準を策定し、その遵守指導等を通じて、農業生産段階における農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るとともに、「食品衛生法」に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国内産米麦等の残留農薬及びカドミウムに関するモニタリング体制の強化及び外国産米麦の残留農薬等の分析による安全性確保対策の充実を図った。

イ 製造段階の取組

(7) 雪印乳業食中毒事故に対応し、厚生省と連携して乳業の衛生管理及び危機管理対策を一層推進するとともに、乳業・乳製品に係る風評被害防止等を図るための消費者に対する安全性情報の提供を行った。

また、乳業の再編・合理化を推進するとともに、HACCP手法等高度な衛生管理基準を備えた乳業施設の整備を行った。

(4) 異物混入等の食品事故に対応し、最近の消費者意識の変化に対応した適切な品質管理を推進するとともに、食品製造や流通等の各段階における再点検の実施、品質事故未然防止技術の開発等の推進を図った。

(9) 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」による食品製造・加工事業者へのHACCP手法の円滑な導入の促進を図るとともに、生産や流通も含め一貫した安全性・品質確保対策の普及を図った。また、食品企業及び外食店舗における安全性確保システムの構築・普及を行った。

(5) くさや等我が国独自の伝統的な製法を用いた水産食品について、危害分析を通じたデータの集積・解析を行い、合理的な品質管理の向上を図るほか、水産加工分野におけるHACCP方式の考え方に基づいた品質管理指針の策定等を行った。

(4) 国際的にも認められるISO9000等の認証手法を取り入れた認定業務を行う者を早急に育成するとともに、ISO9000等の国際標準システムの導入の促進を図るため、海外実態調査、異業種間の意見交換、国際会議への参加支援を進めた。また、JAS格付時における特定品目についての安全性の確認を行った。

(カ) 内分泌かく乱物質の溶出のおそれのない食品包装容器の開発、食品中の微量物質のリスク評価法の開発等を行うとともに、多品種少量生産における工程管理、トラブル是正のためのシステムの開発・普及を図った。

ウ 流通段階の取組

(ア) 卸売市場や小売段階等における、HACCP方式の考え方を導入した生鮮食品等の取扱ガイドラインの策定・普及を図るとともに、品質管理・衛生水準の向上に配慮した卸売市場の整備を推進した。

(イ) 産地市場での取扱基準、施設基準を内容とする水産物管理マニュアルの作成等を行った。

(ロ) HACCPの概念を取り入れた新しい食肉処理モデルの普及を図るための各種研修を実施するとともに、HACCPに対応した基幹的産地食肉センターの整備を図った。

(ハ) 鶏卵等によるサルモネラ食中毒を防止するため、処理・流通に関し高度な衛生水準を有する施設の整備を図るとともに、流通・消費段階における衛生対策等の普及・啓発のためのマニュアルの作成等を実施した。

(ニ) 農林水産消費技術センターにおいて、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質を含めた微量物質等の食品中の残存状況の実態把握を進めるため、これらの物質の分析体制の整備充実を図った。

エ 消費段階の取組

(ア) 食品の消費段階における安全性確保のため、家庭内等での適切な取扱いについてのガイドラインを策定・普及を図った。

(イ) 消費者への安全性確保に関する情報の提供・普及啓発の充実を図った。

(ロ) 食品事故被害対応体制を強化するため、農林水産消費技術センターにおける消費者・企業への食品事故解決のための技術的支援、情報提供等を実施した。

オ ダイオキシン類・内分泌かく乱物質対策の強化

安全な食料の供給を確保するため、関係省庁間の連携を図りつつ、総合的なダイオキシン類・内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）対策を推進した。

(ア) 科学的知見の早急な集積及び対策技術の開発

① 農林水産業におけるダイオキシン類・内分泌かく乱物質の作用メカニズム及び環境動態の解明、微生物等を活用した分解・無毒化技術等の影響防止技

術の開発に関する総合研究を行った。

② 農薬が内分泌かく乱作用を引き起こすおそれがあるかどうかを迅速かつ高精度に判別する技術等を確立するための調査研究を推進した。

③ 糖質等の天然成分を原料としたプラスチック等の新素材を活用した内分泌かく乱物質の溶出のおそれのない食品包装容器の開発等を行った。

(イ) 農畜水産物における実態把握のための調査等

農畜水産物等における影響実態の把握のための全国的な調査等を強化し、実施した。

(2) 食品の表示・規格対策の充実・強化

基本計画においては、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示の適正化等を図ることとされている。これを踏まえ、以下の施策を実施し、食品の表示の適正化等を図った。

(ア) 食品表示推進のための総合的対策の実施

平成11年度に抜本的改正が行われたJAS法に基づき、一般消費者向けのすべての飲食物品を品質表示基準の対象とし、食品の品質表示基準を定め、生鮮食品の原産地表示や加工食品の原材料等の表示を義務付けることに伴い、以下の施策を実施した。

① 平成12年7月1日より生鮮食品品質表示基準が適用されたことから、農林水産消費技術センター等が平成12年7月、11月及び平成13年1～2月に小売店舗での、生鮮食品の原産地等の表示状況調査を実施し、表示が十分に行われていない店舗に対する指導等を行った。

② パンフレット等の作成、セミナーの開催等により、新たな食品表示制度の内容の普及・啓発を進めた。

③ 全国主要都市における消費者による表示のモニタリングをモデル的に実施した。

④ ラベルプリンター等表示を行うための機器の整備等を行った。

(イ) 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地について、表示の現状把握及び製造業者に対する調査

を実施し、らっきょう漬け及び梅干しについて原料原産地表示を義務づける品質表示基準を告示した(平成13年10月1日から適用)。

(d) 有機農産物に係る検査・認証制度の導入

JAS法に基づく有機農産物に係る検査・認証制度の導入を円滑に進めるため、地域ぐるみでの共同管理方式の導入による効率的な運営についての先進事例の紹介等を通じた啓発・指導を行うほか、生産者集団が実施する研修等の支援、流通している有機食品のモニタリング(点検・調査)を実施した。

(e) 遺伝子組換え食品に関する的確な情報提供の推進

JAS法に基づく遺伝子組換え食品の表示ルールが適切な猶予期間(1年間)を経て平成13年4月に実施されることを踏まえ、その定着を図るため、遺伝子組換え農産物の流通マニュアルの周知、遺伝子組換え食品の最新の検証技術等についての普及等を行うとともに、遺伝子組換え食品に関する広範な情報を消費者に的確に伝達すること等により遺伝子組換え技術の有用性、安全性等に関する国民の正しい理解の促進を図った。

(f) 新たなJAS規格制度の普及・定着

自己格付の仕組みの導入など新たなJAS規格制度への円滑な移行を図るため、一般消費者や製造業者等々に新制度の内容を周知徹底し、新たなJAS規格制度の普及・啓発を行った。

(g) 国際標準システムへの対応

国際的にも認められるISO9000等の認証手法を取り入れた認定業務を行う者を早急に育成するとともに、ISO9000等の国際標準システムの導入の促進を図るため、海外実態調査、異業種間の意見交換、国際会議への参加支援を進めた。

(3) 食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するための施策

脂質摂取過多の改善等適正な栄養バランスの実現や食べ残し・廃棄の抑制等を通じて、国民にとって望ましい食料消費の姿の実現に資するよう、これに必要な情報提供や啓発活動を展開した。

ア 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

「食生活指針」に沿った健全な食生活の実現に向け、食生活を見直す国民的運動の展開を図るとともに、消費者の自発的な食生活改善活動を促進するための体制を整備した。

イ 食教育の充実に向けた取組

子どもからの農林水産業や食生活に関する相談対応の充実を図るとともに、食に関する教材の充実に向け、業者等に対する情報提供を実施した。

ウ 食料消費の改善に関する施策の充実

消費者と行政、食品産業、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するための体制整備を行うとともに、食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭における食品の食べ残し・廃棄の実態の把握を行った。

2 食品産業の健全な発展に関する施策

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業の事業基盤の強化を図るとともに、農業と食品産業の連携の推進、食品産業における環境対策の総合的な推進を図った。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進した。

(1) 食品産業の事業基盤の強化

食品産業は中小企業が多く経営基盤が比較的弱い弱であることから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に発揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質の強化を図った。

ア 製造段階における技術開発の支援

(7) 食品産業が抱える諸課題に対応するため、①バイオテクノロジー等新技術実用化による機能性食品や新たな加工食品の開発、②内分泌かく乱物質の溶出のおそれのない食品包装容器の開発等食品の安全性確保に関する技術の開発、③新規分離抽出技術の開発、④エコシステムの制御による高度排水処理技術の開発等を支援した。

(イ) IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化社会への対応の各分野における食品産業の技術開発及び品質事故を未然に防止するための技術開発を緊急に支援する。

(ウ) 食品産業と大学・公的試験研究機関が連携し、地域の特色を生かした特産物の開発・高品質化、保存技術の開発等を行う共同技術開発を支援した。

(エ) 省エネルギー型食品加工技術、リサイクルしやすい食品包装容器を開発するための技術、多品種少量生産に対応した機器管理システムの開発等の食品産業全体に共通な汎用性の高い技術の開発等を推進した。

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグタイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るため、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を講じた。

ウ、中小企業支援等業種横断的施策の活用の促進

(ア) 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行った。

(イ) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、食品工業団地の形成、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを行った。

(ウ) 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築を支援するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を講じた。

(エ) 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づく金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援するための措置を講じた。

(オ) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業に係る分野調整問題について指導等を行った。

(カ) 「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に基づく労働移動雇用安定助成金及び労働移動能力開発助成金の支給等の措置により、失業の予防、再就職の促進等を図るとともに、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図った。

(キ) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を図った。

(ク) 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行った。

エ 外食産業の振興

(ア) 外食産業において、合理的な食材管理による廃棄物の削減と経営基盤の強化を図るための情報システムの新たな活用方策の検討等を推進するとともに、弁当・惣菜類における原材料名等の表示の円滑な定着を図った。

(イ) 中小外食・中食業界の経営効率化及びサービス改善の方策等を検討するとともに、外食産業で利用する食材に適した農産物の契約栽培の推進、生ごみのコンポスト化を通じた外食産業と生産者の連携循環システムの普及、中小外食産業の抱える構造的な諸課題への対応による経営の高度化、外食店舗におけるHACCP方式の考え方を取り入れた安全確保システムの構築、地域食材・地域料理の活用による地域外食産業の育成、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大、外食産業についての調査・研究・情報提供等を実施した。

(2) 食品産業と国内農業との連携強化

(ア) 食品産業が国産農産物の仕向先として国産農業と密接な関連を有していることから、食品産業と農業の双方の振興を図る観点に立ち、食品産業と農業との連携を強化し、良質な食材の安定的かつ継続的な供給、付加価値の高い商品の開発等を推進した。

① 食品産業と農業双方の情報交流の促進を図るための相談・連絡体制を充実した。

② 地域資源を活用し需要に即した新製品開発、有機性廃棄物のたい肥化・飼料化の実験実証等を行った。

③ 専門家等による製品の評価・改良、アンテナショップの開催等による実需者

・消費者との相互理解の促進を図るとともに、販路拡大等を進めた。

④ 産学官連携により、新技術の共同開発を図るとともに、連携強化・循環推進に資する技術基盤設備等を整備した。

⑤ 原料野菜の契約取引の高度化を推進するとともに、地域食品の電子商取引を推進した。

⑥ 地域資源の有効活用、有機性廃棄物のたい肥化、販路拡大等を図るモデル的加工施設の整備を行った。

(イ) 食品産業と農業の連携強化に向け、食品販売業と農業との連携に加え、新たに食品製造業と農業との連携を推進するため、「食品流通構造改善促進法」を改正するとともに、所要の税制・金融措置を実施した。

(3) 食品流通の効率化と活性化

生鮮食品の流通拠点である卸売市場について、産地の大型化、流通の多元化等に対応し、卸売市場の機能及び体制の改善・強化を図るため、新たな卸売市場整備基本方針等を策定するとともに、市場関係者の経営体質の強化、公正かつ効率的な取引の確保等を推進した。

また、生鮮食品等の取引の電子化、集出荷・流通システムの整備、店舗の近代化等により、食品流通の効率化を推進した。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

(ア) 卸売市場の機能・体制の強化を図るため、「卸売市場法」及び「食品流通構造改善促進法」の平成11年改正に基づき、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施するとともに、各市場・品目ごとの新たな取引方法の設定とその円滑な定着を図った。

(イ) 生鮮食料品等流通を取り巻く諸情勢の変化に対処して、卸売市場の新たな展開と活性化を図るため、「卸売市場法」に基づき、平成13年度を初年度とし平成22年度を目標年度とする「第7次卸売市場整備基本方針」及び「第7次中央卸売市場整備計画」の策定を行った。

(ウ) 第6次の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（平成8年度～平成17年度）に基づき、中核的市場の再整備を緊急かつ重点的に推進するとともに、

物流効率化、情報化、衛生・環境対応機能の強化等に資する施設の重点的整備を推進した。

さらに、市場関係事業者の創意工夫と活力を活用して、卸売市場の機能強化・統合大型化を推進するため、中央卸売市場又は一定の要件を満たす地方卸売市場において事業協同組合等が行う市場機能の強化に資する施設の整備等を推進した。

このほか、地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が当該地域の他の卸売市場の開設者と連携してこれらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行った。

イ 食品小売業の活性化

(ア) 食品流通における高コストの是正による効率化を図りつつ、安全対策等の取組の総合的な推進策として、中小食品販売業者等が共同して、新たな消費者サービスを実現するための先進的な食品流通システムの開発・実験等を行う取組、当該システムの実践に必要な知識・技術等を教育・指導・普及する取組や安全・環境衛生対策等の新たな課題への取組を支援するとともに、地域段階でこれらの取組を効率的に推進するための地域食品流通活性化戦略プランの作成を推進した。

(イ) 食品の仕入れから販売までの一貫した品質管理等、生産者と連携しての高付加価値商品の開発等を図るため、食品小売業の高度効率化に資する施設の整備を行うとともに、食品販売業者等から排出される食品廃棄物等のリサイクル処理施設の整備を行った。

(ウ) 都道府県段階で食品流通業高度化指針の策定や共同化事業の検討会等を行うことを推進した。

(エ) 「食品流通構造改善促進法」に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫や農協系統等の金融機関を通じた長期低利の資金の融通を実施した。

ウ 食品流通の効率化

(ア) 生鮮食品等の取引電子化を推進するため、その前提となる様々なコード、メッセージ等の標準化及び利用システムの開発等を行うとともに、取引電子化等の普及促進を図るための相談・指導マニュアルの作成、講習会の開催等を行った。また、電子商取引の推進等を図るため、中小食品販売業者に対する情報機

器の急速な導入の促進を行った。

- (イ) 地域食品の振興と地域の活性化を図るため、農産物・農産加工品に係るインターネットモールの構築等をモデル的に実施した。
- (ロ) 消費者志向の多様化、物流技術の進展等に対処して、流通段階における鮮度保持の低コスト化の観点からの物流効率化に関する調査・検討及び一貫パレチゼーションの普及促進を行った。
- (ハ) 流通業務地区及び輸入促進地域（FAZ）における流通施設整備を推進した。
- (ニ) 食糧事務所職員等による食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を行った。
- (ホ) 国際水準に即した商品先物市場の整備に必要な清算制度の在り方を検討するため、海外の農業先物市場について調査・分析を行った。
- (ヘ) 集出荷施設、加工処理施設、カントリーエレベーター等の産地における物流拠点やこれらと幹線道路へのアクセス道路を整備し、農林水産物の物流合理化を推進した。

(4) 環境問題への積極的対応

食品産業の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効利用を図るため、食品の食べ残しや廃棄の低減、食品残さの肥料及び飼料へのリサイクルの促進など、食品産業における環境問題への積極的な対応を推進した。

ア 食品産業における循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とする経済社会システムを実現するため、生産、流通、消費を通じた廃棄物の減量化・再資源化等に向けた総合的な取組を推進した。

- (ア) 生産段階での取組として、産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度導入の普及啓発、公害防止等を確保するための情報の提供、処理技術の習得、巡回点検指導等を行うとともに、地域の実情に応じつつ、食品産業、農業、一般家庭等から発生する廃棄物を集約的に処理するエネルギー回収型資源循環システムを構築した。

- (イ) 流通段階での取組として、外食産業から排出される生ゴミのコンポスト化、生産者との連携システムの普及活動の支援、食品販売業等から排出される食品残さ及び包装資材等のリサイクル処理を行うための施設を整備した。
- (ロ) 消費段階での取組として、廃食用油を回収するリサイクルシステムのモデル事業を実施した。
- (ハ) これらの各段階における共通の、基盤的対策として、環境問題に取り組むための総合的なシステム開発の検討、リサイクル情報の提供、各企業の環境に配慮した行動を促すための環境ラベルの普及等を行うとともに、企業における環境保全の取組度合いを定量的に示すことが可能な仕組みとして、食品産業に適した環境会計のガイドラインの策定と普及促進を行った。

- また、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の制定を踏まえ、地域、企業グループ等における食品リサイクルシステムの構築や最先端リサイクル技術を導入したモデル的なリサイクル施設の整備を行った。
- (ロ) 汚泥の減量化に資する排水処理技術の開発を行うとともに、食品廃棄物の肥料飼料素材化等有効利用技術の実証、電磁場等のエネルギーを利用した省エネルギー食品加工技術等の開発を行った。
- (ハ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂等の排出抑制等の環境自主行動計画の策定を促進するとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調機器からの特定フロン回収等を促進した。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象品目が、平成12年4月から、ガラスびんとペットボトルに加え、紙製及びプラスチック製容器包装にも拡大されることに加え、これまで再商品化義務が猶予されていた中小企業者に対してその義務が拡大されることにより、対象事業者が500社程度から約20万社へと大幅に拡大することとなることを踏まえ、特定事業者の義務履行の確保を図るため、制度の普及・啓発の一層の促進を図るとともに、特定事業者に対する立入検査及び点検指導を実施した。
- (イ) 再商品化義務量算定の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査、特定事業者の情報システムの整備、容器包装再商品化システム等確立推進調査、飲料等容器包装先端事例実態調査を行うとともに、セミナーの開催等による普及

活動の支援等を行った。

- (ウ) 食品産業におけるリサイクル製品の利用推進のための調査検討、食品容器包装のリサイクルに関する高度化技術の開発等により事業者の再商品化を支援した。

3 農産物の輸出入に関する施策

国内生産では需要を満たすことのできないものの安定的な輸入を確保するため、必要な施策を講じた。また、国産農産物等の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の施策を講じた。

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) WTO、OECD、FAO、APEC等農産物に係る国際会議等の場における情報収集・交換を推進した。
- (イ) 小麦・大麦の主要輸出国との安定的な取引に関する取り決め等の着実な履行を図った。
- (ロ) 最近の国内の農林水産業及び農林水産物の輸入をめぐる状況にかんがみ、ねぎ、生しいたげ、畳表の3品目について、平成12年12月22日にセーフガードに係る政府調査を開始した。
- (ハ) 大豆油糧等の需給に関する内外の情報分析のための協議会を開催するとともに、日加なたね協議等により情報交換を行った。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

- (ア) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度に係る情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供した。
- (イ) 海外の国際食品見本市に「日本ブース」を設け、農林水産物や日本食品等の

生産者団体・企業の出展を促し、これら団体等のPR活動の実施や市場情報の入手等を支援するとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催した。

- (ロ) 都道府県下の輸出関係団体が行う海外における試験販売や見本市への出展等の輸出促進活動を都道府県とともに支援した。

(3) 適切な備蓄の実施に関する施策

国内外での不作や輸送障害等により食料の供給が不足する事態に備え、米・麦・大豆・飼料穀物の主要農産物について、引き続き適切かつ効率的な備蓄を行った。

ア 米

平成12年緊急総合米対策に即し、緊急拡大に円滑かつ確実に取り組めるようにするため、緊急拡大に取り組む都道府県の生産者から生産調整が未達成の場合の売戻し等を条件に臨時応急特例的な対応として25万トンの政府買入を行うとともに、生産オーバー分の処理の過程で生産者団体に販売される15万トンと併せて、40万トンの買入れを行うこととした。

イ 麦

食糧用麦類については、通常の需給操作及び不測の事態に対応できるよう現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦需要量の2.6ヵ月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施した。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、より一層の効率化を図りながら大豆備蓄事業を推進し、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆5万トンの備蓄を実施した。

エ 飼料穀物

飼料穀物（とうもろこし及びこうりゃん）については、食糧管理特別会計輸入飼料勘定により、社団法人配合飼料供給安定機構において、80万トンの備蓄を行った。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米と合わせ40万トンの備蓄を行った。

(4) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

(ア) 「家畜伝染病予防法」に基づき、海外から輸入される家畜等を介して伝染性疾病が国内に侵入することを防止するとともに、海外に輸出する家畜等を介して伝染性疾病が広がらないよう、動物検疫体制を強化した。特に、平成12年3月に我が国において92年ぶりに口蹄疫が発生したことから、口蹄疫発生国から輸入されるわら及び飼料用の乾草について輸入禁止品に指定するとともに、平成12年度末に欧州において牛海綿状脳症（狂牛病）が問題化したことから、欧州から輸入される偶蹄類の動物の肉及びその加工品、動物性飼料等について輸入禁止とする等の措置をとった。

(イ) 「植物防疫法」に基づき、海外からの病虫害の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化した。

(ロ) 動物検疫及び植物検疫において、輸入手続の迅速化を図るため、検疫に係る申請手続きの電算化等の体制を整備した。

4 不測時における食料安全保障に関する施策

不測の要因により国内における需給が相当の期間ひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあるような場合においても、国民が最低限必要とする食料の供給を確保していくための取組を進めた。

(1) 不測の事態において実施すべき施策のマニュアル化に向けた取組

不測時においても食料を安定的に供給するため、事態の程度を類型化し、その深刻さのレベルに応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産や熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定の

ための行政的・法的措置等）を具体化し、関係省庁間の協議会等による検討を通じてマニュアル化を進めた。

(2) 食料需給に関する情報基盤整備の推進

危機管理の前提として、常時、海外の食料需給動向等に関する情報を的確に把握・分析するため、以下の施策を講じた。

ア 地域別食料農業情報の調査分析

世界の食料需給、国際農業交渉等に大きな影響力を持つ北米、欧州、アジア、C I S、大洋州、南米の主要国の農業・農政及び貿易動向について現地調査を行うとともに、その分析・検討を行うため有識者を含む地域別検討会を開催した。

イ 食料需給動向総合検討会の開催

地域別食料農業情報の調査分析・検討の結果等を踏まえ、商社等の民間有識者等の参加を得て、海外の穀物を中心とした農産物需給動向について総合的な分析・検討を行うことを目的とした、食料需給動向総合検討会を開催した。

5 国際協力の推進に関する施策

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努めた。

さらに、ODA（政府開発援助）については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることも重要であるという観点から、WTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ戦略的・機動的な活用を努めた。

(1) 食料・農業分野における技術・資金協力の推進等

(ア) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発

途上国からの要請に応じ、JICA（国際協力事業団）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを総合的に行うプロジェクト方式技術協力及び海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け及び技術指導を推進するほか、専門家の養成・確保を図った。

また、緑資源公団を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりに係る技術協力等に必要な海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施した。

(4) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与及び無償資金協力を行うほか、食料不足の開発途上国に対し、二国間援助及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じ、食糧援助規約に基づく食糧援助（通称KR援助）をはじめとする食料援助を行った。

(5) WTO農業交渉等に対応した事業に重点をおき、次の枠組みで事業を実施した。

① WTO農業交渉等における我が国の主張に対する理解及び支持の促進を図るため、FAOやアセアン事務局への拠出及び二国間援助を通じて、開発途上国における農業の多面的機能の実態調査・評価、多面的機能を発揮するための政策手法の検討や技術開発及びセミナー開催による多面的機能に対する理解の普及を行うとともに、開発途上国の支援ニーズの把握、関連情報の提供に加え、APECにおける農業技術協力に関する活動情報の提供等を行った。

② アジア地域における食料安全保障の達成に資するため、FAOが実施する食料安全保障特別事業（SPFS）へ拠出し、効率的な食料安全保障を確保できるよう主要作物（米、麦、いも類等）を主体とした生産技術の普及等を支援した。

③ 砂漠化、地球温暖化等の地球的規模の環境問題の解決を図るため、中南米地域における不耕起栽培等の営農技術を中心とした土壌侵食防止対策確立のための現地NGOを通じた技術指導、土壌侵食防止の重要性の普及啓発を行うとともに、開発途上国との共同研究により天然林を守るためのバッファゾーンとなっている人工林の高度管理・利用のため技術開発等を行った。

(6) FAOに対しアソシエートエキスパートを引き続き派遣するとともに、CGIAR（国際農業研究協議グループ）傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進した。

(2) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

近年の不安定な国際穀物需給状況の下で、既存の援助スキームでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、平成10年度に創設した「緊急食糧支援事業」により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に政府保有米15万トンを備蓄するとともに、政府米の長期貸付けに伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行った。